

高さ

(関係条文)

令2条1項6号・令2条1項8号

建築物の高さに算入されない屋上部分について、令2条1項6号口の「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類するもの」の内、その他これらに類するものは、以下のものが該当される

通常規模の昇降機の昇降ロビー

空調機械室、排煙機械室、発電機室、吊上式自動車車庫の機械室等で、屋上に設置することが適当なもの

雪下ろし塔屋

時計塔、教会の塔状部分

高架水槽（周囲の目隠しを含む）

キュービクル等の電気設備機器

クーリングタワー等の空調設備機器

建築物の高さに算入されない屋上突出部について令2条1項6号八の「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」の内、その他これらに類する屋上突出物は、以下のものが、該当される。（但し、パラペットは高さに算入される。）

(1) 建築物の躯体の軽微な突出部

採光、換気窓等の立上り部分

パイプ、ダクトスペース等の立上り部分

箱むね

(2) 軽微な外装等部分

鬼瓦、装飾用工作物等(装飾塔に類するものを除く)

手すり(開放性の大きいもの。例示：避難規定 03 の C A S E 1 に示す手すりと同
等以上の開放性をもつもの)

(3) 軽微な建築設備

避雷針、アンテナ等

煙突(法33条の場合を除く)

備考

建設省建築指導課監修 『建築法規の実務』

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01